

入札制度等監視委員会抽出事案一覧表

《第48回福島県入札制度等監視委員会:平成26年6月9日》

《対象期間:平成25年4月～平成26年1月》

【抽出テーマ:福島県版復興JV制度を活用した案件】

【案件番号1(整理番号5)】

【部局等名:土木部】

頁	発注機関	工事名	工事種別	予定価格 (税込み:千円)
4	小名浜港湾建設事務所	漁港災害復旧(再復)工事(防潮堤)	一般土木工事	1,121,127

【案件番号2(整理番号13)】

【部局等名:土木部】

頁	発注機関	工事名	工事種別	予定価格 (税込み:千円)
11	相双建設事務所	公共災害復旧(再復)工事(海岸)	一般土木工事	1,933,708

【案件番号3(整理番号4)】

【部局等名:農林水産部】

頁	発注機関	工事名	工事種別	予定価格 (税込み:千円)
18	いわき農林事務所	復興基盤総合整備2501工事[錦・関田]	一般土木工事	207,144

【案件番号4(整理番号6)】

【部局等名:土木部】

頁	発注機関	工事名	工事種別	予定価格 (税込み:千円)
26	県中建設事務所	復興公営住宅整備工事(建築・日和田外)【日和田町外 郡山市日和田町地内外】	建築工事	832,932

【案件番号5(整理番号8)】

【部局等名:土木部】

頁	発注機関	工事名	工事種別	予定価格 (税込み:千円)
35	相双建設事務所	公共災害復旧(再復)工事(海岸)	一般土木工事	892,220

福島県版復興JV制度を活用した工事等一覧(平成25年4月～平成26年1月)

整理番号	担当課・公所	工事番号	工事の名称	種別	契約の方法	契約日	予定価格	契約金額	契約相手方	入札参加者数	左記のうちJ-Vによる参加者数	左記のうち構成員にBランクを含む参加者数
1	相双農林事務所	13362600086	復興基盤総合整備2501工事[金沢・北泉]	一般土木工事	総合評価型一般競争入札(低入)	H25.10.3	239,539,650	236,250,000	庄司建設工業(株)	1	0	0
2	相双農林事務所	13362600109	災害関連区画整理(関連)2501工事[和田]	一般土木工事	総合評価型一般競争入札(低入)	H25.11.8	167,932,800	163,800,000	小野建設(株)	1	0	0
3	いわき農林事務所	13362700083	復興基盤総合整備2501工事[下(仁井田)]	一般土木工事	総合評価型一般競争入札(低入)	H25.11.29	143,755,500	141,015,000	(株)水中組	1	0	0
4	いわき農林事務所	13362700098	復興基盤総合整備2501工事[錦・関田]	一般土木工事	総合評価型一般競争入札(低入)	H26.1.27	207,144,000	206,820,000	クレハ錦建設(株)	1	0	0
5	小名浜港湾建設事務所	13414000036	漁港災害復旧(再復)工事(防潮堤)	一般土木工事	随意契約	H25.9.5	1,121,127,000	1,118,250,000	堀江工業・奥村組特定建設工事共同企業体	1	1	0
6	県中建設事務所	13413200341	復興公営住宅整備工事(建築・日和田外)【日和田町外 郡山市日和田町地内外】	建築工事	随意契約	H25.11.14	832,931,640	829,440,000	オオバ・光建特定建設工事共同企業体	2	2	0
7	相双建設事務所	13413700297	公共災害復旧(再復)工事(海岸)	一般土木工事	随意契約	H25.11.14	924,793,200	918,000,000	小野・渡部特定建設工事共同企業体	2	1	0
8	相双建設事務所	13413700293	公共災害復旧(再復)工事(海岸)	一般土木工事	随意契約	H25.11.14	892,220,400	887,760,000	関場・那須特定建設工事共同企業体	4	1	1
9	相双建設事務所	13413700291	公共災害復旧(再復)工事(海岸)	一般土木工事	随意契約	H25.11.14	1,865,710,800	1,852,200,000	東北・佐藤特定建設工事共同企業体	2	1	0
10	相双建設事務所	13413700287	公共災害復旧(再復)工事(海岸)	一般土木工事	随意契約	H25.11.14	1,846,594,800	1,838,160,000	小野・金子特定建設工事共同企業体	3	1	1
11	相双建設事務所	13413700283	公共災害復旧(再復)工事(海岸)	一般土木工事	随意契約	H25.11.14	1,430,028,000	1,424,520,000	関場・石川・中越特定建設工事共同企業体	2	1	1
12	相双建設事務所	13413700282	公共災害復旧(再復)工事(海岸)	一般土木工事	随意契約	H25.11.14	1,517,335,200	1,501,200,000	石川・不動テトラ特定建設工事共同企業体	3	1	0
13	相双建設事務所	13413700281	公共災害復旧(再復)工事(海岸)	一般土木工事	随意契約	H25.11.14	1,933,707,600	1,911,600,000	石川・不動テトラ特定建設工事共同企業体	4	1	0
14	相双建設事務所	13413700278	公共災害復旧(再復)工事(海岸)	一般土木工事	随意契約	H25.11.14	1,004,432,400	993,600,000	東北・あおみ建設特定建設工事共同企業体	3	2	0
15	いわき建設事務所	13413800282	復興公営住宅整備工事(建築・小名浜3)	建築工事	随意契約	H25.11.7	1,033,091,280	1,029,240,000	三崎・作山特定建設工事共同企業体	2	1	0
16	いわき建設事務所	13413800283	公共災害復旧(再復)工事(海岸)	一般土木工事	随意契約	H25.11.7	1,216,490,400	1,211,760,000	堀江工業・藤田建設工業特定建設工事共同企業体	2	1	0
17	相馬港湾建設事務所	13413900046	漁港災害復旧(再復)工事(海岸堤防)	一般土木工事	随意契約	H25.11.1	1,690,351,200	1,674,000,000	東北・佐藤特定建設工事共同企業体	1	1	0
18	相馬港湾建設事務所	13413900048	漁港災害復旧(再復)工事(海岸堤防)	一般土木工事	随意契約	H25.11.1	1,269,151,200	1,252,800,000	石川・不動テトラ特定建設工事共同企業体	2	2	0
19	相馬港湾建設事務所	13413900049	漁港災害復旧(再復)工事(海岸堤防)	一般土木工事	随意契約	H25.11.1	1,256,839,200	1,242,000,000	関場・日新特定建設工事共同企業体	2	2	0
20	相馬港湾建設事務所	13413900047	漁港災害復旧(再復)工事(海岸堤防)	一般土木工事	随意契約	H25.11.7	1,443,452,400	1,425,600,000	東北・佐藤特定建設工事共同企業体	1	1	0
21	相馬港湾建設事務所	13413900052	漁港災害復旧(再復)工事(防波堤)	一般土木工事	随意契約	H25.11.7	687,862,800	680,400,000	庄司・五栄土木特定建設工事共同企業体	1	1	0
22	小名浜港湾建設事務所	13414000080	漁港災害復旧(再復)工事(海岸堤防)	一般土木工事	随意契約	H25.11.14	1,151,474,400	1,148,040,000	山木・五栄特定建設工事共同企業体	1	1	0
23	富岡土木事務所	13413710090	公共災害復旧(再復)工事(河川)	一般土木工事	随意契約	H25.11.8	1,021,161,600	1,015,200,000	田中・横山特定建設工事共同企業体	1	1	0
24	富岡土木事務所	13413710091	道路橋りょう整備(復交)工事(道路改良)	一般土木工事	随意契約	H25.11.6	1,311,843,600	1,306,800,000	田中・横山特定建設工事共同企業体	1	1	0
25	相双建設事務所	13413700295	公共災害復旧(再復)工事(海岸)	一般土木工事	随意契約	H25.12.17	824,688,000	815,400,000	庄司・東北特定建設工事共同企業体	4	1	0

整理番号	担当課・公所	工事番号	工事の名称	種別	契約の方法	契約日	予定価格	契約金額	契約相手方	入札参加者数	左記のうちJ Vによる参加 者数	左記のうち構成員に Bランクを含む参加 者数
26	相双建設事務所	13413700381	公共災害復旧（再復）工事（河川）	一般土木工事	随意契約	H26. 1. 24	870, 080, 400	840, 000, 000	関場・本間特定建設工事 共同企業体	1	1	0
27	相双建設事務所	13413700383	公共災害復旧（再復）工事（河川）	一般土木工事	随意契約	H26. 1. 24	643, 118, 400	619, 500, 000	関場・本間特定建設工事 共同企業体	1	1	0
28	相双建設事務所	13413700388	公共災害復旧（再復）工事（海岸）	一般土木工事	随意契約	H26. 1. 24	1, 084, 708, 800	1, 044, 750, 000	東北建設（株）	1	0	0
29	相双建設事務所	13413700379	公共災害復旧（再復）工事（海岸）	一般土木工事	随意契約	H26. 1. 24	535, 950, 000	514, 700, 000	東北・あおみ建設特定建 設工事共同企業体	1	1	0
30	相馬港湾建設事務所	13413900067	漁港災害復旧（再復）工事（海岸堤防）	一般土木工事	随意契約	H26. 1. 16	864, 896, 400	853, 200, 000	石川・高橋秋和特定建設 工事共同企業体	3	1	1
31	相馬港湾建設事務所	13413900068	漁港災害復旧（再復）工事（海岸堤防）	一般土木工事	随意契約	H26. 1. 16	874, 800, 000	867, 240, 000	石川・高橋秋和特定建設 工事共同企業体	3	1	1
32	相馬港湾建設事務所	13413900071	漁港災害復旧（再復）工事（防波堤）	一般土木工事	随意契約	H26. 1. 16	1, 148, 342, 400	1, 134, 000, 000	庄司・本間特定建設工事 共同企業体	1	1	0
33	小名浜港湾建設事務所	13414000117	漁港災害復旧（再復）工事（海岸堤防）	一般土木工事	随意契約	H26. 1. 16	1, 154, 088, 000	1, 150, 200, 000	渡辺・常磐開発特定建設 工事共同企業体	1	1	0
34	相双建設事務所	13413700308	電源立地促進工事（トンネル）	一般土木工事	総合評価型一般競争 入札（低入）	H26. 1. 21	829, 936, 800	759, 150, 000	田中・日本国土開発特定 建設工事共同企業体	2	1	0

抽出事案説明書

【担当部局名： 土木部 】
 (整理番号 5)

入札方式	随意契約(公募型)
発注機関	小名浜港湾建設事務所
工事番号	13414000036
契約年月日	平成25年9月5日(仮契約日)、平成25年10月9日(本契約日)
工事名	漁港災害復旧(再復)工事(防潮堤)
工事種別	一般土木工事
工事概要	復旧延長 L=895m 防潮堤 L=895m
入札参加資格 又は 随意契約とした理由	入札参加資格:別紙のとおり 随意契約とした理由:別紙のとおり
入札参加資格の設定又は 随意契約の相手方を選定した経緯及び理由	「工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱」第9条に準じて設定した。
入札参加者数	1 者 上記のうちJVによる参加者数 1 者 うちBランクを含む参加者 0 者 うち県外企業を含む参加者 1 者
予定価格(税込:円)	1,121,127,000 円
当初契約額(税込:円)	1,118,250,000 円
請負業者名	堀江工業・奥村組特定建設工事共同企業体
備考	

※ 入札公告、入札(契約)結果表を添付のこと。

随意契約とする理由

1 工事概要

- (1) 工事番号 13-41400-0036
- (2) 工事名 漁港災害復旧(再復)工事(防潮堤)
- (3) 路・河川等名 四倉漁港海岸
- (4) 工事箇所名 いわき市四倉町字東二丁目 地内

2 随意契約の理由

当該工事は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波により被災した四倉地区海岸施設の復旧工事であるが、海岸護岸等施設の沈下等により波浪や高潮等の影響を受けやすくなっており、護岸背後地の安全が確保されていないため早急に復旧を要する。

よって緊急性が高いことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約としたい。

一般的な工事の場合

公募型随意契約公告（大規模災害復旧工事）

下記の大規模災害復旧工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第5号の規定により行う随意契約について、見積書の提出者を公募するので公告する。

平成25年7月26日

福島県小名浜港湾建設事務所長 山口 登

1 工事概要

工事番号	13-41400-0036	
工事名	漁港災害復旧（再復）工事（防潮堤）	
工事場所	いわき市四倉町字東二丁目地内	
工事概要	復旧延長 L=895m 防潮堤 L=895m	
完成期限	平成28年3月25日限り	
予定価格	※※※円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)	左の欄に金額の表示がない場合は、予定価格は契約締結後に公表する。
最低制限価格	該当	・該当する場合は、施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事である。
現場代理人の常駐義務の緩和	該当	・該当する場合は、この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。
再資源化等	該当	・該当する場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
施工形態	・この工事については、単体企業又は特定建設工事共同企業体での施工を認める。	

2 応募する者に必要な資格に関する事項

応募する者は、次に掲げる条件及び見積書の提出に関する説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 単体企業の場合

発注種別	一般土木工事	・福島県平成25・26年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されている者であること。
格付等級	A	
許可業種	土木工事業	・建設業法（昭和24年法律第100号）の左の欄に表示した業種の許可を受けている者であること。
本店の所在地	県内	・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
企業の工事実績	必要なし	・元請（JVの場合は、代表構成員に限る。また、公共工事に限る（発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。）。なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。）として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事実績がある者であること。
企業の工事規模実績	過去15年以内 100,000千円以上	・元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（JVの場合は、出資比率に相当する額とする。）があること。ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。

技術者の工事経験 必要なし	<ul style="list-style-type: none"> ・左の欄に表示した工事経験（配置技術者としての経験）がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請の配置技術者として携わった経験をいい、この場合の配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
J R近接工事 該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できる者であること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。

(2) 特定建設工事共同企業体の場合

構成員の数	・2者または3者であること。		
構成員の組み合わせ	・代表構成員の資格要件を満たす者1者及びその他の構成員の資格要件を満たす者1者又は2者の組み合わせであること。		
結成方法	・自主結成であること。		
各構成員の出資比率	<ul style="list-style-type: none"> ・2者の場合は、各者30%以上であること。 ・3者の場合は、各者20%以上であること。 		
代表構成員の資格要件	発注種別	一般土木工事	・2(1)単体企業の場合と同じ
	格付等級	A	
	許可業種	土木工事業	・2(1)単体企業の場合と同じ
	本店の所在地	・2(1)単体企業の場合と同じ	
	県内		
	企業の工事实績	・2(1)単体企業の場合と同じ	
	必要なし		
	企業の工事規模実績	・2(1)単体企業の場合と同じ	
	過去15年以内 100,000千円以上		
技術者の工事経験	・2(1)単体企業の場合と同じ		
必要なし			
J R近接工事 該当なし	・2(1)単体企業の場合と同じ		
その他の構成員の資格要件	発注種別	一般土木工事	・2(1)単体企業の場合と同じ
	格付等級	A	
	許可業種	土木工事業	・2(1)単体企業の場合と同じ
	本店または支店・営業所の所在地	・福島県平成25・26年度工事等請負有資格者名簿に登録されていること。	
全国			

3 応募手続等

本件は、見積書の提出後に応募資格の審査を行うため、事前の応募申請手続等は要しない。

設計図書等の質問受付方法、見積書等の提出、契約の相手方等の公表については、見積書の提出に関する説明書による。

設計図書等の閲覧、見積書の提出日時などは次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の 閲覧等	平成25年7月26日(金)～ 平成25年8月6日(火)	いわき市小名浜字横町35番地 福島県小名浜港湾建設事務所
設計図書等の 質問	平成25年7月26日(金)～ 平成25年8月1日(木)	いわき市小名浜字横町35番地 福島県小名浜港湾建設事務所 電話番号 0246-53-7118 ファクシミリ 0246-53-7130 電子メール onahama.kouwan@pref.fukushima.lg.jp
質問の 回答予定	平成25年8月5日(月)	福島県小名浜港湾建設事務所ホームページ ※ 見積書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。
見積書の提出 日時及び場所	平成25年8月7日(水) 午前10時～	公開とする。見積書は持参すること。代理人による場合は、委任状を提出すること。 いわき小名浜字横町35番地 福島県小名浜港湾建設事務所 総務課(2階) ※ 見積書の提出後に資格審査を行います。

4 契約の相手方の決定に関する事項

見積書提出後、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の有効な見積書を提出した者のうち、最低価格の見積書を提出した者から、応募資格の審査を行い、応募資格が確認された時点で、その者を契約の相手と決定する。

5 契約保証金

契約保証金については、見積書の提出に関する説明書による。

6 見積書の無効

2の応募する者に必要な資格のない者が提出した見積書及び見積書の提出に関する説明書において示す条件等に違反した見積書は、無効とする。

7 契約の成立

本工事の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方(法人である場合は、法人の役員又はその使用人)が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないとき、契約を締結しない。

8 労働者確保に関する積算方法の試行工事

本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

9 その他

その他詳細は、見積書の提出に関する説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県小名浜港湾建設事務所総務課
電話番号 0246-53-7118
ファクシミリ 0246-53-7130
電子メール onahama.kouwan@pref.fukushima.lg.jp

（参考） 見積書と一緒に提出する書類一覧表

提出書類
見積書
(1) 代理人による場合は、委任状 (2) 特定建設工事共同企業体で応募する場合は、(1)のほか代表者に他の構成員から見積に関する一切の権限を委任された委任状
特定建設工事共同企業体で応募する場合は、以下の書類も提出
(1) 条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書（「福島県条件付一般競争入札実施要領」平成19年3月30日付け19財第6401号総務部長依命通達に定める様式第5号）
(2) 特定建設工事共同企業体構成員表（様式第1号その1）
(3) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号に準じる。）の写し

当初・変更

入札執行機関 41400 小名浜港湾建設事務所

入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書

年災		事項		契約	25年10月 9日
工事番号	13-41400-0036	工事名	漁港災害復旧（再復）工事（防潮堤）	着工	25年10月12日
入札執行年月日	25年 8月 7日	発注種別	01 一般土木工事	完成	28年 3月25日
審議番号	公所	000000	本庁	発注標準等級	
路線・河川名	四倉漁港海岸			予定価格	
工事箇所	いわき市四倉町字東二丁目 地内			1,121,127,000	
至					
工事概要	復旧延長	L=895m	防潮堤	L=895m	

業者コード 業者名	指名理由	落札業者の住所		
		入札額及び再入札額		落札額（契約額）
700800135 堀江工業・奥村組特定建設工事共 同企業体	3	いわき市 平字尼子町60-1		
		(1) 1,070,000,000 (3)	(2) 1,065,000,000 (4)	1,118,250,000
		(1) (3)	(2) (4)	
		(1) (3)	(2) (4)	
		(1) (3)	(2) (4)	
		(1) (3)	(2) (4)	
		(1) (3)	(2) (4)	
		(1) (3)	(2) (4)	
		(1) (3)	(2) (4)	
		(1) (3)	(2) (4)	
		(1) (3)	(2) (4)	
		(1) (3)	(2) (4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおりに。

抽出事案説明書

【担当部局名： 土木部 】
 (整理番号 13)

入札方式	随意契約
発注機関	相双建設事務所
工事番号	13413700281
契約年月日	平成 25 年 11 月 14 日
工事名	公共災害復旧(再復)工事(海岸)
工事種別	一般土木工事
工事概要	復旧延長 L=992.7m、堤防工 L=992.7m
入札参加資格 又は 随意契約とした理由	入札参加資格：別紙のとおり 随意契約とした理由：別紙のとおり
入札参加資格の設定又は 随意契約の相手方を選定した経緯及び理由	「工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱」第9条に準じて設定した。
入札参加者数	4 者 上記のうちJVによる参加者数 1 者 うちBランクを含む参加者 0 者 うち県外企業を含む参加者 1 者
予定価格(税込:円)	1,933,707,600 円
当初契約額(税込:円)	1,911,600,000 円
請負業者名	石川・不動テトラ特定建設工事共同企業体
備考	

※ 入札公告、入札(契約)結果表を添付のこと。

随意契約理由書

今回発注を行う工事は、下記1の公共災害復旧（再復）工事（海岸）である。
本工事の契約に当たっては、下記2に記載のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当することから、随意契約としたい。

記

1 工事概要

(1) 工事名	<u>公共災害復旧（再復）工事（海岸）</u>
(2) 路・河川等名	<u>渋佐萱浜地区海岸（7工区）</u>
(3) 工事箇所	<u>南相馬市原町区下渋佐字大身地内</u>
(4) 工事内容	<u>復旧延長 L=992.7m</u> <u>堤防工 L=992.7m</u>

2 随意契約の理由

当該箇所は平成23年3月11日に発生した地震に伴う津波により、渋佐萱浜地区海岸における海岸堤防が破堤した箇所である。平成25年6月の協議設計保留解除に伴い、発注可能となったことにより起工するものであるが、被災より年月が経ち地域住民より早急な復旧を求められており、また被災後の中小規模の波浪等により、海岸侵食および浸水被害が発生する恐れがあるため、緊急の必要により手続き等に相当の期間を要する競争入札でなく、随意契約とする。

公募型随意契約公告（大規模災害復旧工事）

下記の大規模災害復旧工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第5号の規定により行う随意契約について、見積書の提出者を公募するので公告する。

平成25年10月18日

福島県相双建設事務所長 梅津 達男

1 工事概要

工事番号	13-41370-0281	
工事名	公共災害復旧(再復)工事(海岸)	
工事場所	南相馬市原町区下渋佐字大身地内(渋佐萱浜地区海岸(7工区))	
工事概要	復旧延長L=992.7m、堤防工L=992.7m	
完成期限	平成28年3月25日限り	
予定価格	※※※円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)	左の欄に金額の表示がない場合は、予定価格は契約締結後に公表する。
最低制限価格	該当	・該当する場合は、施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事である。 ・平成25年9月10日の見直しに対応している。 (この表示は12月公告の設計書まで記載し、その後、記載の無いものは9月10日の補正に対応しているものとする。)
現場代理人の常駐義務の緩和	該当	・該当する場合は、この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。
再資源化等	該当	・該当する場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
施工形態	・この工事については、単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第3項で規定する別に定めるものについて(平成23年12月28日付け23財第1971号通知(平成25年9月3日一部改正))における特定建設工事共同企業体での施工を認める。	

2 応募する者に必要な資格に関する事項

応募する者は、次に掲げる条件及び見積書の提出に関する説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 単体企業の場合

発注種別	一般土木工事	・福島県平成25・26年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されている者であること。
格付等級	A	
許可業種	土木工事業	・建設業法(昭和24年法律第100号)の左の欄に表示した業種の許可を受けている者であること。
本店の所在地	県内	・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
企業の工事実績	必要なし	・元請(JVの場合は、代表構成員に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公

	社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人 福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)と して、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事実績がある者であること。
企業の工事規模実績 過去15年以内 100,000千円以上	・元請(公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事 であるときを除く。公共工事の定義は前記に同じ))として、左の欄に表示した期間に、 1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(JVの場合は、出資比 率に相当する額とする。)があること。ただし、同一工事について、複数年度にわた って受注した場合は1件とみなす。
技術者の工事経験 必要なし	・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任 技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。工事経験とは、現在雇用関係に ある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請の配置技術者として携わ った経験をいい、この場合の配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で 規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者 であること。
JR近接工事 該当なし	・東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある 者を工事現場に配置できる者であること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在 来線)資格認定証」を有する者をいう。

(2) 特定建設工事共同企業体の場合

構成員の数	・2者または3者であること。			
構成員の組み合わせ	・代表構成員の資格要件を満たす者1者及びその他構成員の資格要件を満たす者1者 又は2者の組み合わせであること。			
結成方法	・自主結成であること。			
各構成員の出資比率	・2者の場合は、各者30%以上であること。 ・3者の場合は、各者20%以上であること。			
代 表 構 成 員 の 資 格 要 件	発注種別	一般土木工事	・2(1)単体企業の場合と同じ	
	格付等級	A		
	許可業種	土木工事業	・2(1)単体企業の場合と同じ	
	本店の所在地	県内		・2(1)単体企業の場合と同じ
	企業の工事実績 必要なし	企業の工事規模実績 過去15年以内 100,000千円以上		・2(1)単体企業の場合と同じ(代表構成員に実績が無い場合、その他の構 成員の実績でも可)
	技術者の工事経験 必要なし	JR近接工事 該当なし		・2(1)単体企業の場合と同じ(代表構成員に実績が無い場合、その他の構 成員の実績でも可)
	そ の 他	発注種別	一般土木工事	・2(1)単体企業の場合と同じ
	格付等級	A又はB		
	許可業種	土木工事業	・2(1)単体企業の場合と同じ	

の 構 成 員 の 資 格 要 件	本店または支店・営業所の所在地	・福島県平成25・26年度工事等請負有資格者名簿に登録されていること。
	全 国	

3 応募手続等

本件は、見積書の提出後に応募資格の審査を行うため、事前の応募申請手続等は要しない。

設計図書等の質問受付方法、見積書等の提出、契約の相手方等の公表については、見積書の提出に関する説明書による。

設計図書等の閲覧、見積書の提出日時などは次に示すとおりとする。

項 目	期間又は期日	場 所 等
設計図書等の 閲覧等	平成25年10月18日(金)～ 平成25年10月29日(火)	南相馬市原町区錦町一丁目30番地 福島県相双建設事務所総務部総務課
設計図書等の 質問	平成25年10月18日(金)～ 平成25年10月23日(水)	南相馬市原町区錦町一丁目30番地 福島県相双建設事務所総務部総務課 電話番号 0244-26-1208 ファクシミリ 0244-26-1334 電子メール sousou.ken@pref.fukushima.lg.jp
質問の 回答予定	平成25年10月25日(金)	福島県相双建設事務所ホームページ ※ 見積書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。
見積書の提出 日時及び場所	平成25年10月29日(火) 午後1時30分	公開とする。見積書は持参すること。代理人による場合は、委任状を提出すること。 南相馬市原町区錦町一丁目32番地 福島県相双建設事務所第二分室2階会議室 ※ 見積書の提出後に資格審査を行います。

4 契約の相手方の決定に関する事項

見積書提出後、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の有効な見積書を提出した者のうち、最低価格の見積書を提出した者から、応募資格の審査を行い、第3順位まで仮契約候補者を決定し、本庁において応募資格が確認された時点で、その者を契約の相手と決定する。

5 契約保証金

契約保証金については、見積書の提出に関する説明書による。

6 見積書の無効

2の応募する者に必要な資格のない者が提出した見積書及び見積書の提出に関する説明書において示す条件等に違反した見積書は、無効とする。

7 契約の成立

本工事の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方(法人である場合は、法人の役員又はその使用人)が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。

8 労働者確保に関する積算方法の試行工事

本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

9 その他

その他詳細は、見積書の提出に関する説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県相双建設事務所総務部総務課

電話番号 0244-26-1208

ファクシミリ 0244-26-1334

電子メール sousou.ken@pref.fukushima.lg.jp

(参考) 見積書と一緒に提出する書類一覧表

提出書類
見積書
様式第1号 資格確認書(確認のための書類を添付すること)
(1) 代理人による場合は、委任状
(2) 特定建設工事共同企業体で応募する場合は、(1)のほか代表者に他の構成員から見積に関する一切の権限を委任された委任状
特定建設工事共同企業体で応募する場合は、以下の書類も提出
(1) 条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書(「福島県条件付一般競争入札実施要領」平成19年3月30日付け19財第6401号総務部長依命通達に定める様式第5号)
(2) 特定建設工事共同企業体構成員表(様式第1号その1)
(3) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号に準じる。)の写し

当初・変更

入札執行機関 41370 相双建設事務所

入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書

年災		事項		契約	25年11月14日
工事番号	13-41370-0281	工事名	公共災害復旧（再復）工事（海岸）	着工	25年11月19日
入札執行年月日	25年 10月 29日	発注種別	01 一般土木工事	完成	28年 3月 25日
審議番号	公所	000000	本庁	発注標準等級	
路線・河川名	渋佐菅浜地区海岸（7工区）			予定価格	
工事箇所	南相馬市原町区下渋佐字大身地内			1933,707,600	
至					
工事概要	復旧延長	L=992.7m	堤防工	L=992.7m	

業者コード 業者名	指名理由	落札業者の住所		
		入札額及び再入札額	落札額（契約額）	
100000095 庄司建設工業（株）	5	(1) 1778,000,000 (3)	(2) (4)	
100000091 関場建設（株）	5	(1) 1775,000,000 (3)	(2) (4)	
100002602 後藤建設工業（株）	5	(1) 1785,000,000 (3)	(2) (4)	
700800149 石川・不動テトラ特定建設工事共 同企業体	5	南相馬市 原町区大町3-30 (1) 1770,000,000 (3)	(2) (4)	1911,600,000
		(1) (3)	(2) (4)	
		(1) (3)	(2) (4)	
		(1) (3)	(2) (4)	
		(1) (3)	(2) (4)	
		(1) (3)	(2) (4)	
		(1) (3)	(2) (4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。

※ 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおりに。

抽出事案説明書

【担当部局名： 農林水産部 】
 (整理番号 4)

入札方式	総合評価型一般競争入札(低入)
発注機関	いわき農林事務所
工事番号	13362700098
契約年月日	平成26年1月27日
工事名	復興基盤総合整備2501工事[錦・関田]
工事種別	一般土木工事
工事概要	区画整理工 A=17.2ha
入札参加資格 又は 随意契約とした理由	入札参加資格:別紙のとおり
入札参加資格の設定又は 随意契約の相手方を選定した経緯及び理由	「工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱」第9条に基づき原則どおり設定した。
入札参加者数	1 者 上記のうちJVによる参加者数 0 者 うちBランクを含む参加者 0 者 うち県外企業を含む参加者 0 者
予定価格(税込:円)	207,144,000 円
当初契約額(税込:円)	206,820,000 円
請負業者名	クレハ錦建設(株)
備考	

※ 入札公告、入札(契約)結果表を添付のこと。

入札公告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第246条第1項の規定により公告する。

平成25年12月18日

福島県いわき地方振興局長 緑川 茂樹



1 入札に付する事項

工事番号	13-36270-0098	
工事名	復興基盤総合整備2501工事	
工事場所	いわき市錦町入原地内（錦・関田地区）	
工事概要	区画整理工 A=17.2ha	
完成期限	平成26年12月19日限り	
予定価格	***円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)	・左の欄に金額の表示がない場合は、予定価格は契約締結後に公表する。
最低制限価格	該当なし	・該当する場合は、施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事である。
総合評価方式	復興型	・該当する場合は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。 ・落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書による。 なお、当該入札では評価基準価格を設定する。
低入札価格調査	該当	・該当する場合は、施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事である。 ・平成25年9月10日の見直しに対応している。
	該当	・誓約書（低入札価格調査事務処理要領調査様式第12号）の提出をもって調査に代える工事である。
施工体制事前提出方式	該当なし	・該当する場合は、福島県施工体制事前提出方式の適用工事である。 ・施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等については、入札説明書による。
電子入札	該当なし	・該当する場合は、電子入札対象工事である。 ・電子入札に参加するには、下記アドレスより事前登録が必要である。 ・電子入札システム（アドレス） http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=26730
電子閲覧	該当なし	・該当する場合は、電子閲覧対象工事である。 ・電子閲覧システム（アドレス） http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=21708
現場代理人の常駐義務の緩和	該当	・該当する場合は、この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。
再資源化等	該当	・該当する場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
混合入札	復興JV以外	該当なし
	復興JV	該当



2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

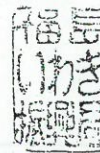
(1) 単体企業の場合

発注種別	一般土木工事	・福島県平成 25・26 年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されている者であること。
格付等級	A	
許可業種	土木工事業	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の左の欄に表示した業種の許可を受けている者であること。
地域要件	県内	・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
技術者の工事経験	必要なし	・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JV の場合は、代表構成員に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。))。なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合の配置技術者としての経験とは、建設業法第 26 条第 1 項で規定する主任技術者又は同条第 2 項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
企業の工事实績	必要なし	・元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績がある者であること。
企業の工事規模実績	必要なし	・元請として、左の欄に表示した期間に、1 件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(JV の場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は 1 件とみなす。
J R 近接工事	該当なし	・東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できる者であること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。

(2) 特定建設工事共同企業体の場合

構成員の数	・ 2 者又は 3 者であること。	
構成員の組み合わせ	・ 構成員全員が、構成員共通の資格要件を満たすこと。 ・ 代表構成員の資格要件を満たす者 1 者及びその他の構成員の資格要件を満たす者 1 者又は 2 者の組み合わせであること。	
結成方法	・ 自主結成であること。	
各構成員の出資割合	・ 2 者の場合は、各者 30% 以上であること。 ・ 3 者の場合は、各者 20% 以上であること。	
構成員共通の資格要件	技術者の工事経験	・ 左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、1 者が専任で技術者を配置するときは、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置することも可とする。)工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JV の場合は、代表構成員に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。))。なお、こ
	必要なし	

			<p>でいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。）の配置技術者として携わった経験をいい、この場合の配置技術者としての経験とは、建設業法第 26 条第 1 項で規定する主任技術者又は同条第 2 項で規定する監理技術者としての経験をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
代表構 成員 の 資 格 要 件	発注種別	一般土木工事	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県平成 25・26 年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されている者であること。
	格付等級	A	
	許可業種	土木工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の左の欄に表示した業種の許可を受けている者であること。
	地域要件		<ul style="list-style-type: none"> ・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
	県内		
	企業の工事实績		<ul style="list-style-type: none"> ・元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績がある者であること。
	必要なし		
	企業の工事規模実績		<ul style="list-style-type: none"> ・元請として、左の欄に表示した期間に、1 件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（JV の場合は、出資割合に相当する額とする。）があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は 1 件とみなす。
	必要なし		
	J R 近接工事		<ul style="list-style-type: none"> ・東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できる者であること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。
該当なし			
出資割合		<ul style="list-style-type: none"> ・構成員のうち最大であること。出資割合が同じ場合においては、施工能力の大きいものであること。 	
その他 の 構 成 員 の 資 格 要 件	発注種別	一般土木工事	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県平成 25・26 年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されている者であること。
	格付等級	A 又は B	
	許可業種	土木工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の左の欄に表示した業種の許可を受けている者であること。
	地域要件		<ul style="list-style-type: none"> ・福島県平成 25・26 年度工事等請負有資格業者名簿に登録されているものであること。
	全国		
	企業の工事实績		<ul style="list-style-type: none"> ・元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績がある者であること。
	必要なし		
	企業の工事規模実績		<ul style="list-style-type: none"> ・元請として、左の欄に表示した期間に、1 件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（JV の場合は、出資割合に相当する額とする。）があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は 1 件とみなす。
	必要なし		
	J R 近接工事		<ul style="list-style-type: none"> ・東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できる者であること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。
該当なし			



3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場 所 等
設計図書等の閲覧等	平成25年12月18日(水)～ 平成26年 1月 8日(水)	福島県いわき市平字梅本15番地 福島県いわき地方振興局出納室
設計図書等の質問	平成25年12月18日(水)～ 平成25年12月24日(火)	福島県いわき市平字梅本15番地 福島県いわき農林事務所総務部総務課 電話番号 0246-24-6187 ファクシミリ 0246-24-6159 電子メール iwaki.nourin@pref.fukushima.lg.jp
質問の回答予定	平成25年12月26日(木)	福島県いわき地方振興局出納室ホームページ ※入札書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。
入札参加受付(電子入札)	-	-
入札書等の提出	郵便局差出期限日 平成26年 1月 8日(水) 配達日指定期日 平成26年 1月10日(金)	入札書のあて先は「福島県」と記載し、提出部数は1部とする。 郵便番号 970-8026 福島県いわき市平字梅本15番地 福島県いわき地方振興局出納室
開札	平成26年 1月17日(金) 午前10時00分	開札は公開とする。 福島県いわき市平字梅本15番地 福島県いわき合同庁舎 4階大会議室
落札者の決定予定日	平成26年 1月27日(月)	

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 労働者確保に関する積算方法の試行工事

本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準及び「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用の積算に関する当面の取扱い」(農林技術課HP:http://wwwcms.pref.fukushima.jp/download/1/nouringijutsu_roumusyakakuho_240615.pdf参照)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。



営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

8 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県いわき地方振興局出納室
 電話番号 0246-24-6042
 ファクシミリ 0246-24-6049
 電子メール iwaki.suito@pref.fukushima.lg.jp

〈参考〉 入札書と一緒に提出する書類一覧表

提出書類	外封筒	中封筒
技術提案書	○	
入札書		○
見積内訳書（施工体制事前提出方式の場合のみ該当）		—
見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）		○
工事費内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号）及び同様式を記録したフロッピーディスク又はCD-R（追記型コンパクトディスク）		—
下請工種内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式2号）		—

※ 封筒の外または中に入れる書類を間違えると無効になります。

(参考) 外封筒及び中封筒の貼り付け用紙(判り線にそって切り取り、外封筒と中封筒の表面に貼り付けてください)
 ※ 有資格者コードは、福島県のホームページの平成 25・26 年度名簿のページ(福島県ホームページ_組織別_平成 25・26 年度名簿で検索)に掲載している工事等請負有資格業者名簿で確認し、記載してください。

判り線

〒970-8026 福島県いわき市平字梅本15番地 福島県いわき地方振興局出納室 行き		入札書等在中
開札日	平成26年1月17日	
工事名	復興基盤総合整備2501工事	
工事番号	13-36270-0098	
工事箇所	いわき市錦町入原地内(錦・関田地区)	
商号又は名称		
有資格者コード※(JVの場合は代表構成員の有資格者コード)		
担当者名		
連絡先(電話番号)		
連絡先(FAX番号)		
郵便局窓口差出期限日	平成26年1月 8日	
配達指定期日	平成26年1月10日	

判り線

判り線

〒970-8026 福島県いわき市平字梅本15番地 福島県いわき地方振興局出納室 行き		入札書等在中
開札日	平成26年1月17日	
工事名	復興基盤総合整備2501工事	
工事番号	13-36270-0098	
工事箇所	いわき市錦町入原地内(錦・関田地区)	
商号又は名称		
有資格者コード※(JVの場合は代表構成員の有資格者コード)		
担当者名		
連絡先(電話番号)		
連絡先(FAX番号)		
郵便局窓口差出期限日	平成26年1月 8日	
配達指定期日	平成26年1月10日	

判り線

留意事項
 これまでの条件付一般競争入札において、郵送方法の誤りにより無効となった事例が多発しております。
 郵送の際は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行ってください。
 また、外封筒を開封する際、誤って中封筒まで開封してしまうのを防ぐため、中封筒は外封筒よりも小さいものを使用してください。

当初・変更

入札執行機関 36270 いわき農林事務所

入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書

年災		事項		契約	26.1.27日
工事番号	13-36270-0098	工事名	復興基盤総合整備2501工事	着工	26.1月27日
入札執行年月日	26年 1月 22日	発注種別	01 一般土木工事	完成	26.12.19日
審議番号	公所	000000	本庁	発注標準等級	
路線・河川名	錦・関田			予定価格	
工事箇所	いわき市錦町入原地内			207,144,000	
至					
工事概要	区画整理工 A=17 . 2ha				

業者コード 業者名	指名理由	落札業者の住所		
		入札額及び再入札額		落札額(契約額)
100000089 クレハ錦建設(株)		いわき市 錦町綾ノ町16		
		(1) 225,000,000	(2) 191,500,000	206,820,000
		(3)	(4)	
		(1)	(2)	
		(3)	(4)	
		(1)	(2)	
		(3)	(4)	
		(1)	(2)	
		(3)	(4)	
		(1)	(2)	
		(3)	(4)	
		(1)	(2)	
		(3)	(4)	
		(1)	(2)	
		(3)	(4)	
		(1)	(2)	
		(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。

抽出事案説明書

【担当部局名： 土木部 】
 (整理番号 6)

入札方式	随意契約
発注機関	県中建設事務所
工事番号	13413200341
契約年月日	平成 25 年 11 月 14 日
工事名	復興公営住宅整備工事(建築・日和田外) 【日和田町外 郡山市日和田町地内外】
工事種別	建築工事
工事概要	復興公営住宅整備工事 建築工事一式 日和田町:RC造4階建て 20戸1棟 延べ面積 1,742.26 m ² 富久山町:RC造3階建て 20戸1棟 延べ面積 1,800.45 m ²
入札参加資格 又は 随意契約とした理由	入札参加資格:別紙のとおり 随意契約とした理由:別紙のとおり
入札参加資格の設定又は 随意契約の相手方を 選定した経緯及び理由	「工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱」第9条に準じて設定した。
入札参加者数	2 者 上記のうちJVによる参加者数 2 者 うちBランクを含む参加者 0 者 うち県外企業を含む参加者 0 者
予定価格(税込:円)	832,931,640 円
当初契約額(税込:円)	829,440,000 円
請負業者名	オオバ・光建特定建設工事共同企業体
備考	

※ 入札公告、入札(契約)結果表を添付のこと。

随意契約理由書

今回発注する工事は、下記1の復興公営住宅整備工事である。

この工事の契約に当たっては、下記2以下に記載のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当することから、随意契約にすることとしたい。

記

1 工事概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 工 事 名 | 復興公営住宅整備工事（建築・日和田外）（13-41320-0341） |
| (2) 路・河川等名 | 日和田町外 |
| (3) 工事箇所名 | 郡山市日和田町地内外 |
| (4) 工 事 概 要 | 復興公営住宅整備工事 建築工事一式
日和田町：RC造4階建て20戸 1棟 延べ面積 1,742.26 m ²
富久山町：RC造3階建て20戸 1棟 延べ面積 1,800.45 m ² |

2 随意契約の理由

本工事は、原子力災害により避難の継続を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、町村の要請に応じ県営の復興公営住宅を整備するものであり、県民の安全・安心を守る上で緊急に実施する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に基づく随意契約である。

なお、契約方法については、「東北地方太平洋沖地震により緊急を要する工事等の対応方針」（平成23年3月25日政策監会議申合せ）、「東日本大震災に伴う大規模な災害復旧工事における適切な契約の締結について」（平成23年12月20日付け23財第1925号入札監理課長通知）、「予定価格が5億円以上となる緊急を要する災害復旧工事等で随意契約とする場合の取扱いについて」（平成23年12月20日付け23企技第1771号土木部長通知）、「東日本大震災等に伴う大規模な災害復旧工事における適切な契約の締結についての一部改正について」（平成25年3月18日付け24財第2682号入札監理課長通知）、「緊急を要する災害復旧工事等で見積人を公募し随意契約とする場合の取扱いについて」（平成25年3月25日付け24企技第1674号土木部長通知）により見積人を公募する方法による「公募型随意契約」とする。

3 随意契約の相手方及び理由

契約の相手方については、応募企業から見積書提出日に見積を提出してもらい、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の有効な見積書を提出した者のうち、最低価格の見積書を提出した者（ただし、応募資格を満たしている者に限る。）と契約を締結する。

公募型随意契約公告（復興公営住宅整備工事）

下記の復興公営住宅整備工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第5号の規定により行う随意契約について、見積書の提出者を公募するので公告する。

平成25年10月 3日

福島県中建設事務所長 宗形 和雄

1 工事概要

工事番号	13-41320-0341	
工事名	復興公営住宅整備工事（建築・日和田外）	
工事場所	郡山市日和田町地内外（日和田町外）	
工事概要	建築工事一式 2箇所 RC造4F20戸1棟 延べ面積1742㎡ RC造3F20戸1棟 延べ面積1800㎡	
完成期限	工期330日間	
予定価格	※※※円 （消費税及び地方消費税相当額を含む。）	左の欄に金額の表示がない場合は、予定価格は契約締結後に公表する。
最低制限価格	該当	・該当する場合は、施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事である。 ・平成25年9月10日の見直しに対応している。 （この表示は12月公告の設計書まで記載し、その後記載のないものは9月10日の補正に対応しているものとする。）
現場代理人の常駐義務の緩和	該当なし	・該当する場合は、この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。
再資源化等	該当	・該当する場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
施工形態	・この工事については、単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第3項で規定する別に定めるものについて（平成23年12月28日付け23財第1971号通知(平成25年9月3日一部改正)）における特定建設工事共同企業体での施工を認める。	

2 応募する者に必要な資格に関する事項

応募する者は、次に掲げる条件及び見積書の提出に関する説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 単体企業の場合

発注種別	建築工事	・福島県平成25・26年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されている者であること。
格付等級	A	
許可業種	建築工事業	・建設業法（昭和24年法律第100号）の左の欄に表示した業種の許可を受けている者であること。
本店の所在地	県内	・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
技術者の工事経験	必要なし	・左の欄に表示した工事経験（配置技術者としての経験）がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。工事経験とは、現在雇用関

	<p>係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請（JVの場合は代表構成員に限る。また、公共工事に限る（発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備であるときを除く。）。なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。）の配置技術者として携わった経験をいい、この場合の配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。</p> <p>・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p>
<p>企業の工事实績</p> <p>-----</p> <p>過去15年以内 新営及び大規模 改修工事で、延べ 面積が1,500㎡又は 3階以上の建築工事 の工事实績がある 者。</p>	<p>・元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績がある者であること。</p>
<p>企業の工事規模実績</p> <p>-----</p> <p>必要なし</p>	<p>・元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（JVの場合は、出資比率に相当する額とする。）があること。</p> <p>ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。</p>
<p>JR近接工事</p> <p>-----</p> <p>該当なし</p>	<p>・東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できる者であること。</p> <p>なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。</p>

(2) 特定建設工事共同企業体の場合

構成員の数	・2者または3者であること。
構成員の組み合わせ	・代表構成員の資格要件を満たす者1者及び構成員共通の資格要件を満たす者1者又は2者の組み合わせであること。
結成方法	・自主結成であること。
各構成員の出資比率	・2者の場合は、各者30%以上であること。 ・3者の場合は、各者20%以上であること。
<p>構成員 共通の 資格 要件</p>	<p>技術者の工事経験</p> <p>-----</p> <p>必要なし</p> <p>・左の欄に表示した工事経験（配置技術者としての経験）がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。（ただし、1者が専任で技術者を配置するときは、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置することも可とする。）工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請（JVの場合は代表構成員に限る。また、公共工事に限る（発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備であるときを除く。）。なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。）の配置技術者として携わった経験をいい、この場合の配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。</p>

		・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。	
代表 構 成 員 の 資 格 要 件	発注種別	建築工事	・福島県平成25・26年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されている者であること。
	格付等級	A	
	許可業種	建築工事業	・建設業法（昭和24年法律第100号）の左の欄に表示した業種の許可を受けている者であること。
	本店の所在地	県内	・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
	企業の工事実績	過去15年以内 新営及び大規模改修工事で、延べ面積が1,500㎡又は3階以上の建築工事の工事実績がある者。	・元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事実績がある者であること。
	企業の工事規模実績	必要なし	・元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（JVの場合は、出資比率に相当する額とする。）があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。
	JR近接工事 該当なし	・東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できる者であること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。	
	出資割合	・構成員のうち最大であること。出資割合が同じ場合においては、施工能力の大きいものであること。	
そ の 他 の 構 成 員 の 資 格 要 件	発注種別	建築工事	・福島県平成25・26年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されている者であること。
	格付等級	A又はB	
	許可業種	建築工事業	・建設業法（昭和24年法律第100号）の左の欄に表示した業種の許可を受けている者であること。
	本店または支店・営業所の所在地	全国	・福島県平成25・26年度工事等請負資格業者名簿に登録されている者であること
	企業の工事実績	必要なし	・元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（JVの場合は、出資比率に相当する額とする。）があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。
	企業の工事規模実績	必要なし	・元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（JVの場合は、出資比率に相当する額とする。）があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみ

		なす。
JR近接工事 該当なし		東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できる者であること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。

3 応募手続等

本件は、見積書の提出後に応募資格の審査を行うため、事前の応募申請手続等は要しない。

設計図書等の質問受付方法、見積書等の提出、契約の相手方等の公表については、見積書の提出に関する説明書による。

設計図書等の閲覧、見積書の提出日時などは次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の 閲覧等	平成25年10月 3日(木) ～ 平成25年10月17日(木)	郡山市清水台1丁目6番21号(山相郡山ビル7階) 福島県中建設事務所閲覧所
設計図書等の 質問	平成25年10月 3日(木) ～ 平成25年10月 9日(水)	郡山市清水台1丁目6番21号(山相郡山ビル8階) 福島県中建設事務所総務部総務課 電話番号 024-935-1410 ファクシミリ 024-935-1407 電子メール kentyuuken@pref.fukushima.lg.jp
質問の 回答予定	平成25年10月11日(金)	福島県中建設事務所ホームページ ※ 見積書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。
見積書の提出 日時及び場所	平成25年10月18日(金) 午前 9時30分～	公開とする。見積書は持参すること。代理人による場合は、委任状を提出すること。 郡山市清水台1丁目6番21号(山相郡山ビル6階) 福島県中建設事務所会議室
落札者の 決定予定日	平成25年10月24日(木)	

4 契約の相手方の決定に関する事項

見積書提出後、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の有効な見積書を提出した者のうち、最低価格の見積書を提出した者から、応募資格の審査を行い、応募資格が確認された時点で、その者を契約の相手と決定する。

ただし、この決定は、本件工事請負契約に係る繰越明許費補正予算が平成25年9月福島県議会定例会において可決され、平成26年4月1日以降での予算執行が可能となったときに行う。

5 契約保証金

契約保証金については、見積書の提出に関する説明書による。

6 見積書の無効

2の応募する者に必要な資格のない者が提出した見積書及び見積書の提出に関する説明書において示す条件等に違反した見積書は、無効とする。

7 関連工事の落札者がなかった場合の取扱い

この工事は、平成25年6月28日公告の「工事番号13-41320-0134 復興公営住宅整備工事（電気・日和田）」及び「工事番号13-41320-0135 復興公営住宅整備工事（機械・日和田）」、また、今後入札が予定されている「工事番号13-41320-0342 復興公営住宅整備工事（電気・富久山）」及び「工事番号13-41320-0343 復興公営住宅整備工事（機械・富久山）」と密接に関連する工事であるため、関連する工事のいずれかの落札者が契約を辞退した場合には、関連するすべての工事の契約が決定する日までこの工事の契約の締結を留保し、関連するすべての工事の契約決定後に契約を締結する。

(1) 留保期間

- ・契約の締結を留保する期間は、関連する工事の契約決定の日までとする。
(概ね2ヶ月程度)

(2) 辞退時期

- ・本工事の落札候補者は、関連工事の契約決定の日まで契約を留保されることにより施工できないと判断する場合には、本工事の契約決定の日までの間に落札候補者を辞退することができる。
- ・関連工事の再度の入札等でも落札者が決まらない場合には、本工事の落札者は契約の締結を辞退することができる。
- ・落札候補者又は落札者が契約の締結を辞退した場合においては、入札説明書に規定する見積に係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3に相当する額の納付を免除し、入札参加資格制限の対象とはしない。

(3) 留保期間を経て契約する場合の契約内容

- ・契約を締結する場合、工期の延長など契約の条件を変更することがある。
- ・福島県工事請負契約約款第25条第1項及び第4項に規定する「請負約款締結の日」を「落札決定の日」に読み替えて契約を締結する。

(4) 留保期間後の契約締結における配置技術者の変更

- ・配置技術者の資格・工事経験の要件を付した場合、事後審査にて提出した配置技術者の変更も可能である。ただし、同等の要件を満たす者とする。

8 その他

- (1) 本工事は、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営繕費（共通仮設費における仮設建物費）：労働者送迎費・宿泊費・借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用・賃金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生に要する費用・純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

(2) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『復興公営住宅整備工事（建築・日和田）』（施工箇所 郡山市日和田町地内）、『復興公営住宅整備工事（建築・富久山）』（施工箇所 郡山市富久山町地内）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事」である。

(3) その他詳細は、見積書の提出に関する説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県中建設事務所総務課
電話番号 024-935-1410
ファクシミリ 024-935-1407
電子メール kentyu.ken@pref.fukushima.lg.jp

〈参 考〉 見積書と一緒に提出する書類一覧表

提出書類
見積合わせ参加資格確認書類送付書（様式第5号）
見積内訳総括表（様式第6号）
資格確認書（企業の工事实績）（様式第1号）
特定建設工事共同企業体構成表（様式第1号）
特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）
代理人による場合は、委任状 合わせて、共同企業体の場合は、その他の構成員から代表構成員への委任状

当初・変更

入札執行機関 41320 県中建設事務所

入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書

(10月29日) 25年11月6日

年災		事項		契約	25年11月14日
工事番号	13-41320-0341	工事名	復興公営住宅整備工事（建築・日和田外）	着工	25年11月19日
入札執行年月日	25年10月18日	発注種別	03 建築工事	完成	26年10月13日
審議番号	公所 000000	本庁		発注標準等級	
路線・河川名	日和田町 外			予定価格	
工事箇所	郡山市日和田町 地内外			832,931,640	
至					
工事概要	建築工事一式 2箇所 RC造4F20戸1棟 延べ面積1742m ² RC造3F20戸1棟 延べ面積1800m ²				

業者コード 業者名	指名理由	落札業者の住所		
		入札額及び再入札額		落札額(契約額)
700800139 オオバ・光建特定建設工事共同企業体	3	郡山市 富田町字権現林3-4	(1) 768,000,000 (3)	(2) (4) 829,440,000
700800140 陰山建設・清水工業特定建設工事共同企業体	3		(1) 774,000,000 (3)	(2) (4)
			(1) (3)	(2) (4)
			(1) (3)	(2) (4)
			(1) (3)	(2) (4)
			(1) (3)	(2) (4)
			(1) (3)	(2) (4)
			(1) (3)	(2) (4)
			(1) (3)	(2) (4)
			(1) (3)	(2) (4)

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。

抽出事案説明書

【担当部局名： 土木部 】
 (整理番号 8)

入札方式	随意契約
発注機関	相双建設事務所
工事番号	13413700293
契約年月日	平成 25 年 11 月 14 日
工事名	公共災害復旧(再復)工事(海岸)
工事種別	一般土木工事
工事概要	復旧延長 L=743.3m、堤防工 L=743.3m
入札参加資格 又は 随意契約とした理由	入札参加資格：別紙のとおり 随意契約とした理由：別紙のとおり
入札参加資格の設定又は 随意契約の相手方を選定した経緯及び理由	「工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱」第9条に準じて設定した。
入札参加者数	4 者 上記のうちJVによる参加者数 1 者 うちBランクを含む参加者 1 者 うち県外企業を含む参加者 1 者
予定価格(税込:円)	892,220,400 円
当初契約額(税込:円)	887,760,000 円
請負業者名	関場・那須特定建設工事共同企業体
備考	

※ 入札公告、入札(契約)結果表を添付のこと。

随意契約理由書

今回発注を行う工事は、下記1の公共災害復旧（再復）工事（海岸）である。
本工事の契約に当たっては、下記2に記載のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当することから、随意契約としたい。

記

1 工事概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 工事名 | <u>公共災害復旧（再復）工事（海岸）</u> |
| (2) 路・河川等名 | <u>北泉大磯地区海岸</u> |
| (3) 工事箇所 | <u>南相馬市原町区金沢字浦地内</u> |
| (4) 工事内容 | <u>復旧延長 L=743.3m</u>
<u>堤防工 L=743.3m</u> |

2 随意契約の理由

当該箇所は平成23年3月11日に発生した地震に伴う津波により、北泉大磯地区海岸における海岸堤防が被災した箇所である。

被災より年月が経ち地域住民より早急な復旧を求められており、また被災後の中小規模の波浪等により、海岸侵食および浸水被害が発生する恐れがあるため、緊急の必要により手続き等に相当の期間を要する競争入札でなく、随意契約とする。

公募型随意契約公告（大規模災害復旧工事）

下記の大規模災害復旧工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第5号の規定により行う随意契約について、見積書の提出者を公募するので公告する。

平成25年10月21日

福島県相双建設事務所長 梅津 達男

1 工事概要

工事番号	13-41370-0293	
工事名	公共災害復旧（再復）工事（海岸）	
工事場所	南相馬市原町区金沢字浦地内（北泉大磯地区海岸）	
工事概要	復旧延長L=743.3m、堤防工L=743.3m	
完成期限	平成28年3月25日限り	
予定価格	※※※円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)	左の欄に金額の表示がない場合は、予定価格は契約締結後に公表する。
最低制限価格	該当	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する場合は、施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事である。 ・平成25年9月10日の見直しに対応している。 (この表示は12月公告の設計書まで記載し、その後、記載の無いものは9月10日の補正に対応しているものとする。)
現場代理人の常駐義務の緩和	該当	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する場合は、この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。
再資源化等	該当	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
施工形態	<ul style="list-style-type: none"> ・この工事については、単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第3項で規定する別に定めるものについて（平成23年12月28日付け23財第1971号通知（平成25年9月3日一部改正））における特定建設工事共同企業体での施工を認める。 	

2 応募する者に必要な資格に関する事項

応募する者は、次に掲げる条件及び見積書の提出に関する説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 単体企業の場合

発注種別	一般土木工事	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県平成25・26年度工事等請負資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されている者であること。
格付等級	A	
許可業種	土木工事業	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法（昭和24年法律第100号）の左の欄に表示した業種の許可を受けている者であること。
本店の所在地	県内	<ul style="list-style-type: none"> ・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
企業の工事実績	必要なし	<ul style="list-style-type: none"> ・元請（JVの場合は、代表構成員に限る。また、公共工事に限る（発注種別が建築工事、電気設備工事又は吸冷房衛生設備工事であるときを除く。）。なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公

	社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事実績がある者であること。
企業の工事規模実績 過去15年以内 100,000千円以上	・元請(公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。公共工事の定義は前記に同じ))として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(JVの場合は、出資比率に相当する額とする。)があること。ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。
技術者の工事経験 必要なし	・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請の配置技術者として携わった経験をいい、この場合の配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
JR近接工事 該当なし	・東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できる者であること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。

(2) 特定建設工事共同企業体の場合

構成員の数	・2者または3者であること。		
構成員の組み合わせ	・代表構成員の資格要件を満たす者1者及びその他構成員の資格要件を満たす者1者又は2者の組み合わせであること。		
結成方法	・自主結成であること。		
各構成員の出資比率	・2者の場合は、各者30%以上であること。 ・3者の場合は、各者20%以上であること。		
代表構成員の資格要件	発注種別	一般土木工事	・2(1)単体企業の場合と同じ
	格付等級	A	
	許可業種	土木工事業	・2(1)単体企業の場合と同じ
	本店の所在地	県内	・2(1)単体企業の場合と同じ
	企業の工事実績 必要なし		・2(1)単体企業の場合と同じ(代表構成員に実績が無い場合、その他の構成員の実績でも可)
	企業の工事規模実績 過去15年以内 100,000千円以上		・2(1)単体企業の場合と同じ(代表構成員に実績が無い場合、その他の構成員の実績でも可)
	技術者の工事経験 必要なし		・2(1)単体企業の場合と同じ(代表構成員に実績が無い場合、その他の構成員の実績でも可)
	JR近接工事 該当なし		・2(1)単体企業の場合と同じ(代表構成員に実績が無い場合、その他の構成員の実績でも可)
その他	発注種別	一般土木工事	・2(1)単体企業の場合と同じ
	格付等級	A又はB	
	許可業種	土木工事業	・2(1)単体企業の場合と同じ

の 構 成 員 の 資 格 要 件	本店または支店・営業所の 所在地	・福島県平成25・26年度工事等請負有資格者名簿に登録されていること。
	全 国	

3 応募手続等

本件は、見積書の提出後に応募資格の審査を行うため、事前の応募申請手続等は要しない。

設計図書等の質問受付方法、見積書等の提出、契約の相手方等の公表については、見積書の提出に関する説明書による。

設計図書等の閲覧、見積書の提出日時などは次に示すとおりとする。

項 目	期間又は期日	場 所 等
設計図書等の 閲覧等	平成25年10月21日(月)～ 平成25年11月1日(金)	南相馬市原町区錦町一丁目30番地 福島県相双建設事務所総務部総務課
設計図書等の 質問	平成25年10月21日(月)～ 平成25年10月25日(金)	南相馬市原町区錦町一丁目30番地 福島県相双建設事務所総務部総務課 電話番号 0244-26-1208 ファクシミリ 0244-26-1334 電子メール sousou.ken@pref.fukushima.lg.jp
質問の 回答予定	平成25年10月29日(火)	福島県相双建設事務所ホームページ ※ 見積書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。
見積書の提出 日時及び場所	平成25年11月1日(金) 午後1時30分	公開とする。見積書は持参すること。代理人による場合は、委任状を提出すること。 南相馬市原町区錦町一丁目32番地 福島県相双建設事務所第二分室2階会議室 ※ 見積書の提出後に資格審査を行います。

4 契約の相手方の決定に関する事項

見積書提出後、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の有効な見積書を提出した者のうち、最低価格の見積書を提出した者から、応募資格の審査を行い、第3順位まで仮契約候補者を決定し、本庁において応募資格が確認された時点で、その者を契約の相手と決定する。

5 契約保証金

契約保証金については、見積書の提出に関する説明書による。

6 見積書の無効

2の応募する者に必要な資格のない者が提出した見積書及び見積書の提出に関する説明書において示す条件等に違反した見積書は、無効とする。

7 契約の成立

本工事の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方(法人である場合は、法人の役員又はその使用人)が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないとするときは、契約を締結しない。

8 労働者確保に関する積算方法の試行工事

本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

9 その他

その他詳細は、見積書の提出に関する説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県相双建設事務所総務部総務課

電話番号 0244-26-1208

ファクシミリ 0244-26-1334

電子メール sousou.ken@pref.fukushima.lg.jp

〈参 考〉 見積書と一緒に提出する書類一覧表

提出書類
見積書
様式第1号 資格確認書(確認のための書類を添付すること)
(1) 代理人による場合は、委任状
(2) 特定建設工事共同企業体で応募する場合は、(1)のほか代表者に他の構成員から見積に関する一切の権限を委任された委任状
特定建設工事共同企業体で応募する場合は、以下の書類も提出
(1) 条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書(「福島県条件付一般競争入札実施要領」平成19年3月30日付け19財第6401号総務部長依命通達に定める様式第5号)
(2) 特定建設工事共同企業体構成員表(様式第1号その1)
(3) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号に準じる。)の写し

当初・変更

入札執行機関 41370 相双建設事務所

入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書

年災		事項		契約	25年11月14日
工事番号	13-41370-0293	工事名	公共災害復旧（再復）工事（海岸）	着工	25年11月19日
入札執行年月日	25年 11月 1日	発注種別	01 一般土木工事	完成	28年 3月 25日
審議番号	公所	000000	本庁	発注標準等級	
路線・河川名	北泉大磯地区海岸			予定価格	
工事箇所	自 南相馬市原町区金沢字浦地内			892,220,400	
至					
工事概要	復旧延長		L=743.3m	堤防工	L=743.3m

業者コード 業者名	指名理由	落札業者の住所			
		入札額及び再入札額		落札額（契約額）	
100000095 庄司建設工業（株）	5	(1) 824,000,000 (3)	(2) (4)		
100002602 後藤建設工業（株）	5	(1) 826,000,000 (3)	(2) (4)		
100002596 石川建設工業（株）	5	(1) 825,000,000 (3)	(2) (4)		
700800156 関場・那須特定建設工事共同企業体	5	南相馬市 原町区錦町1-1		(1) 822,000,000 (3)	(2) (4) 887,760,000
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。